

建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者及び
監理技術者を補佐する者の碧南市発注工事における取扱いについて

資産活用課

1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(9)の要件を全て満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）

(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、知立建設事務所管内の工事でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内で、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。

(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、碧南市低入札価格調査等実施要領の第2条に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。

2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、別紙2に規定する兼務届に加えて、(6)～(8)について各工種における業務分担、連絡体制等を記載

した施工計画書を提出すること。

- 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。